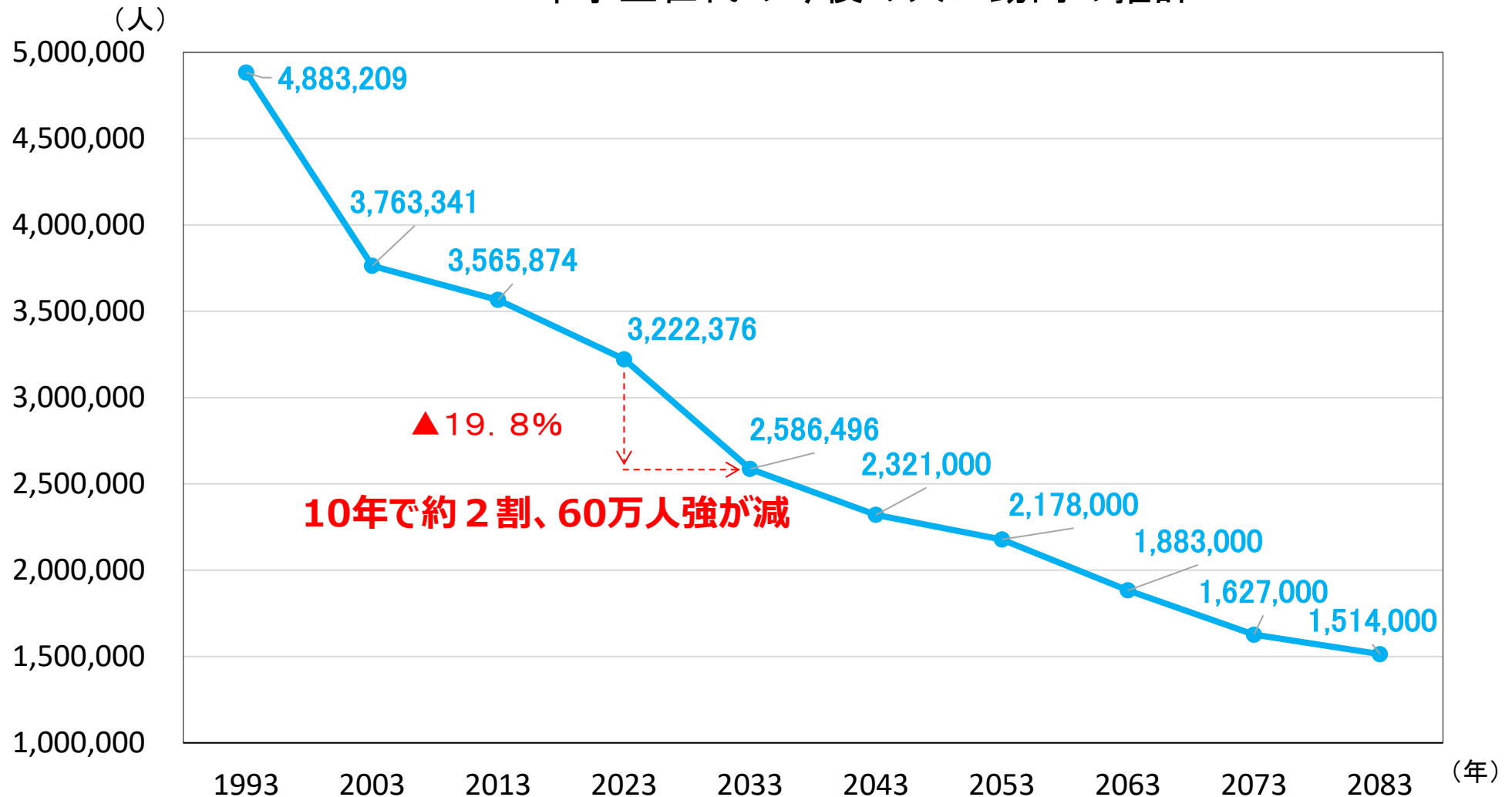


1. 部活動を取り巻く現状と部活動改革の経緯

少子化・人口減少の加速化

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。

中学生世代の今後の人口動向の推計

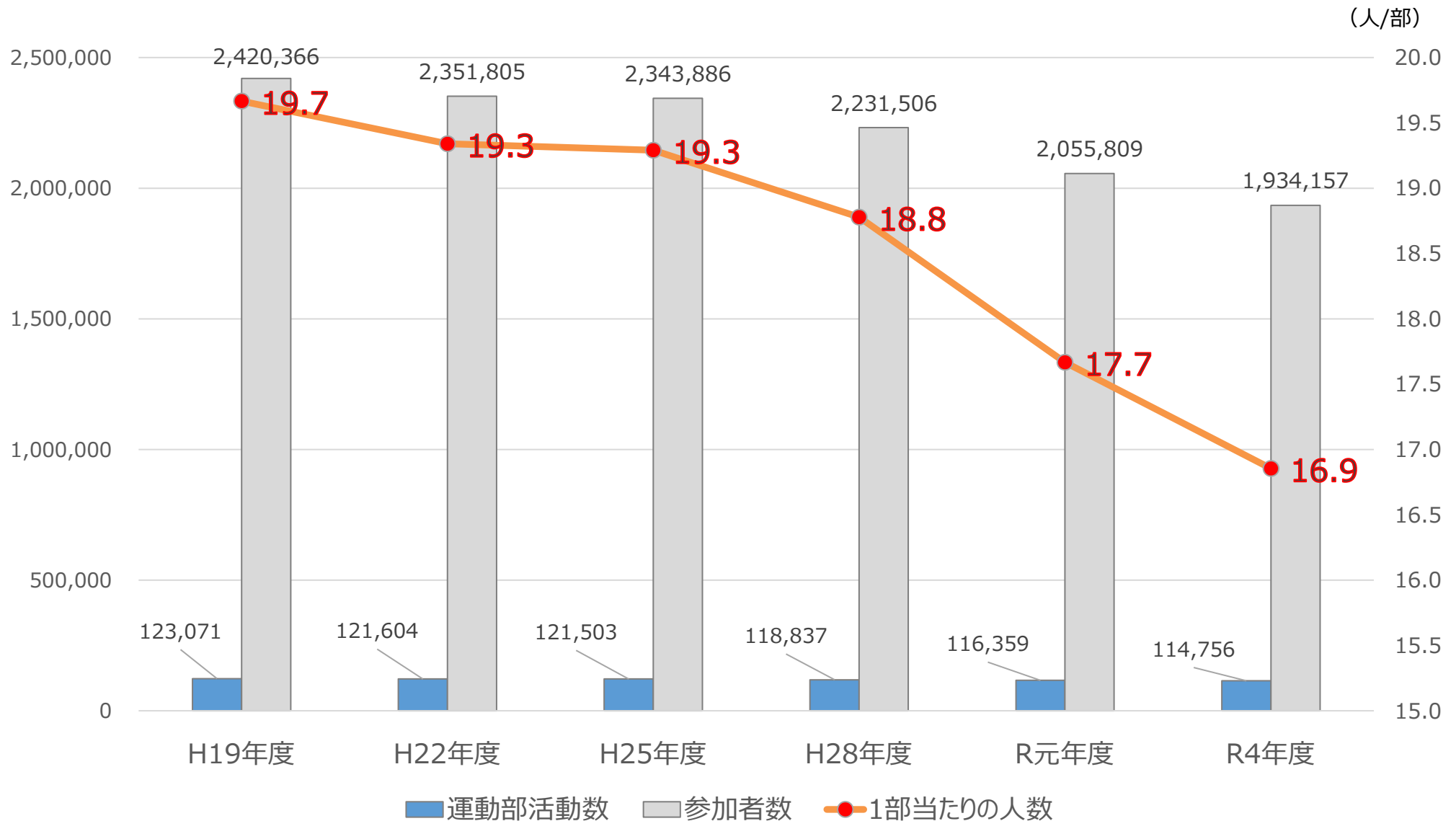


中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数

厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2023年4月）により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（令和5年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

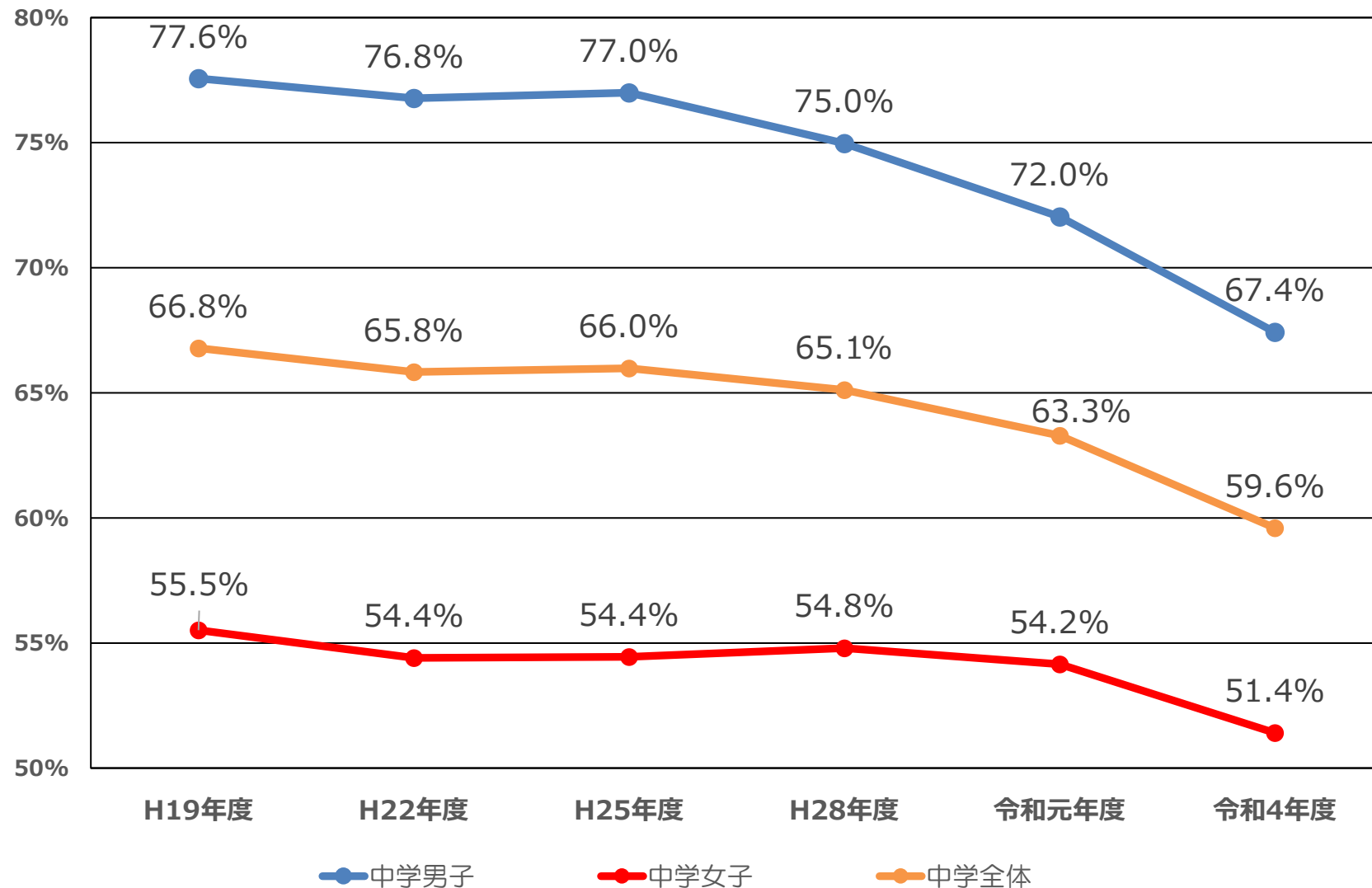
運動部当たりの参加人数（中学生）

- 1運動部当たりの参加人数は近年減少傾向にある。



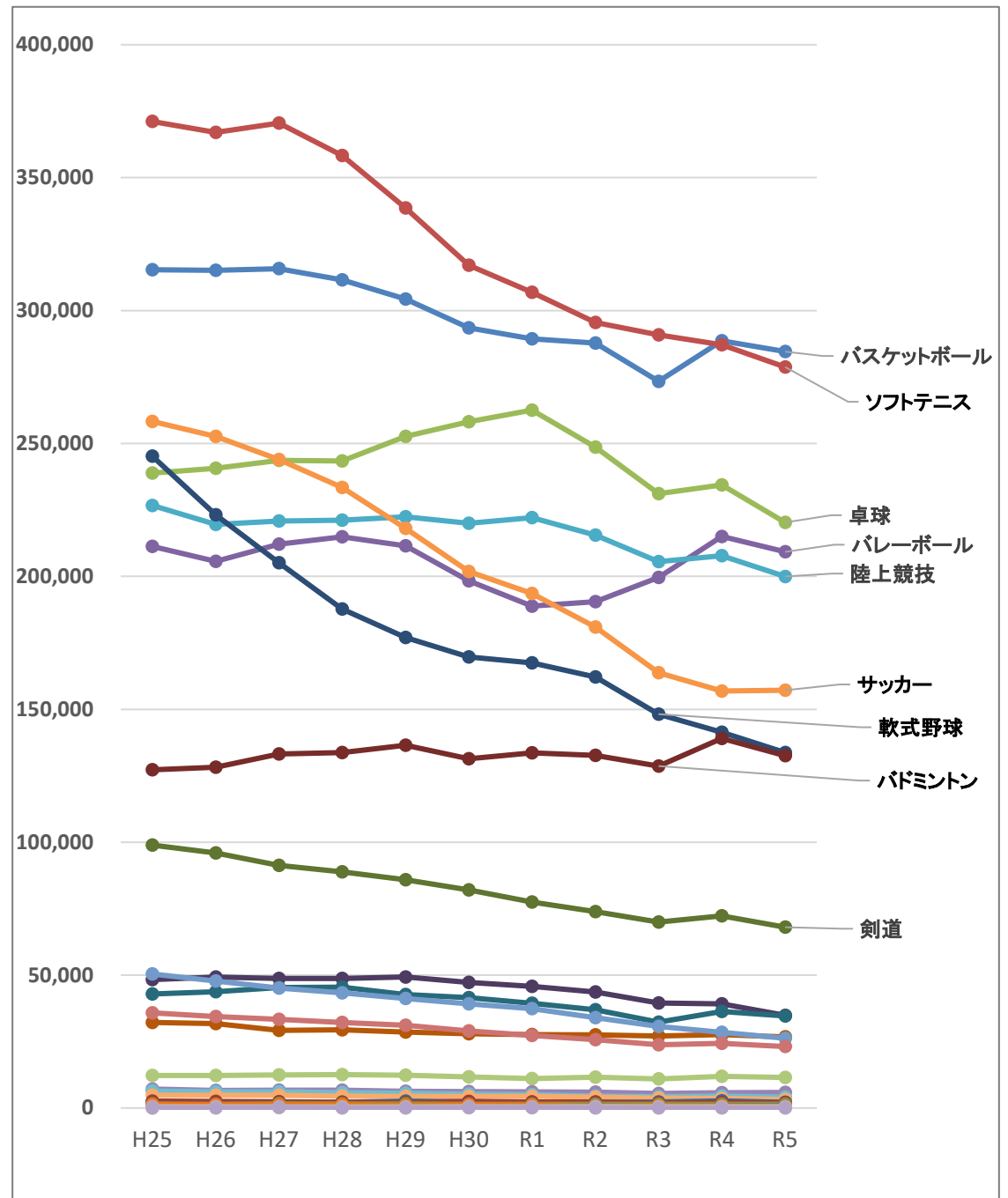
運動部活動 参加率（中学校）

- 運動部活動への参加率は減少傾向にある。



運動部活動に参加している中学生数の推移

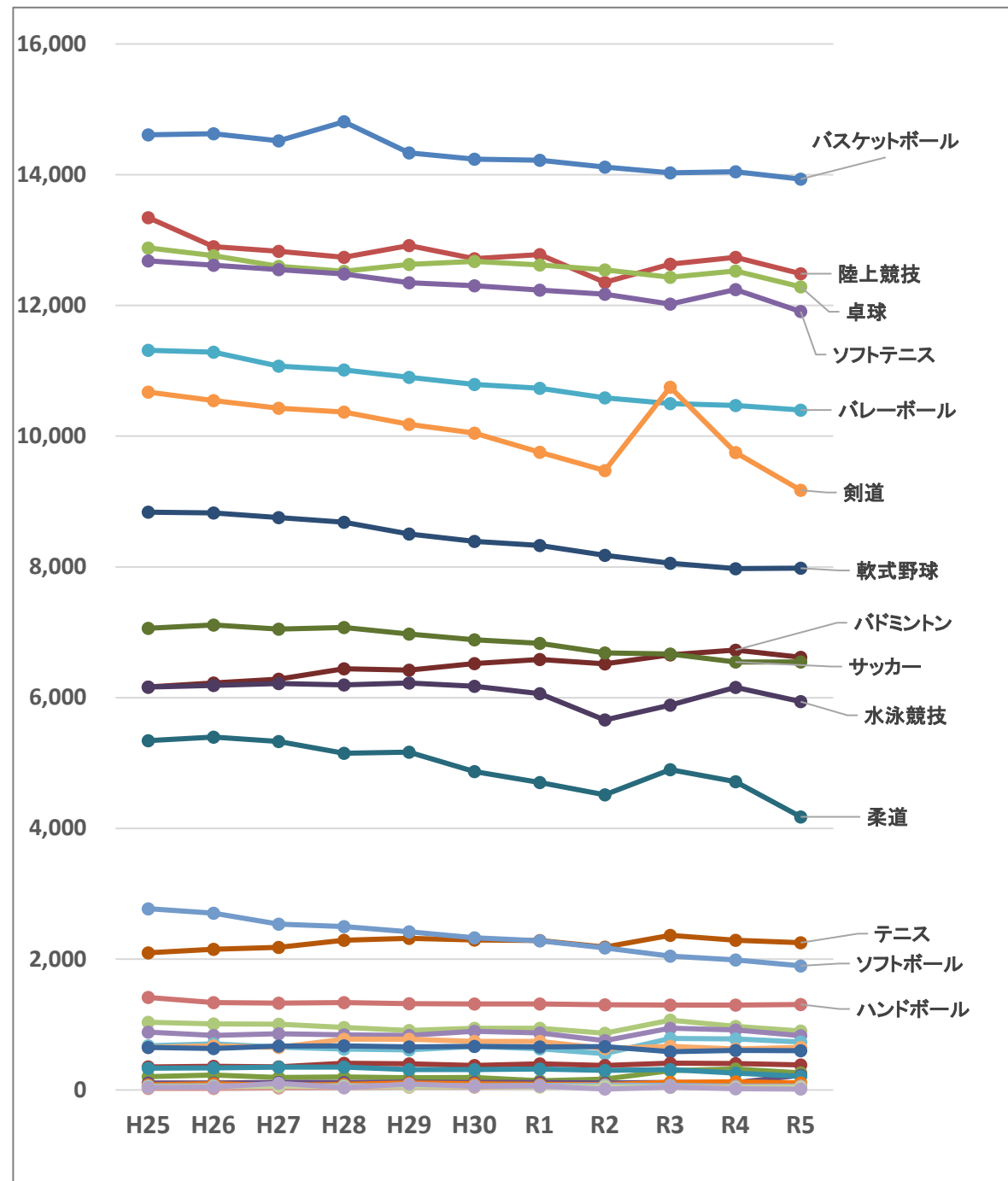
競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	315,354	284,551	-9.77%	-30,803
ソフトテニス	371,121	278,750	-24.89%	-92,371
卓球	238,854	220,288	-7.77%	-18,566
バレーボール	211,259	209,216	-0.97%	-2,043
陸上競技	226,692	199,969	-11.79%	-26,723
サッカー	258,291	157,170	-39.15%	-101,121
軟式野球	245,219	133,725	-45.47%	-111,494
バドミントン	127,239	132,512	4.14%	5,273
剣道	98,913	68,026	-31.23%	-30,887
水泳競技	48,358	34,879	-27.87%	-13,479
テニス	42,883	34,668	-19.16%	-8,215
ハンドボール	32,205	26,745	-16.95%	-5,460
ソフトボール	50,418	26,242	-47.95%	-24,176
柔道	35,809	23,131	-35.40%	-12,678
弓道	12,269	11,451	-6.67%	-818
ラグビー	7,152	5,887	-17.69%	-1,265
体操競技	6,387	4,115	-35.57%	-2,272
新体操	4,825	3,202	-33.64%	-1,623
空手	2,315	2,176	-6.00%	-139
スキー	2,641	1,918	-27.38%	-723
ホッケー	1,545	1,434	-7.18%	-111
アーチェリー	763	766	0.39%	3
なぎなた	834	696	-16.55%	-138
相撲	1,343	655	-51.23%	-688
スケート	550	467	-15.09%	-83
アイスホッケー	500	395	-21.00%	-105
レスリング	96	140	45.83%	44
フィギュア	51	22	-56.86%	-29
合計	2,343,886	1,863,196	-20.51%	-480,690



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

中学校における競技別運動部活動数(学校数)の推移

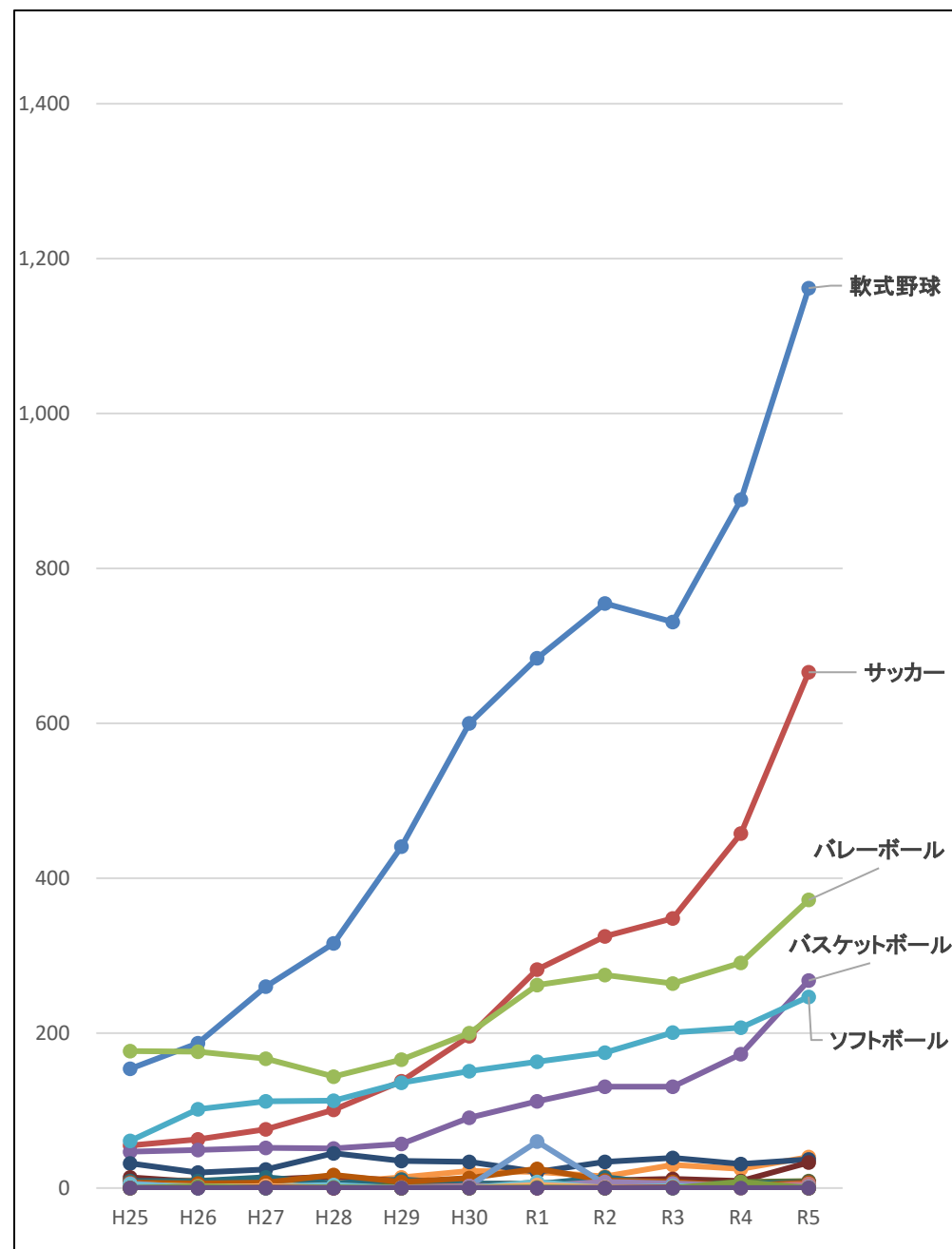
競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	14,611	13,933	-4.6%	-678
陸上競技	13,345	12,486	-6.4%	-859
卓球	12,881	12,285	-4.6%	-596
ソフトテニス	12,683	11,907	-6.1%	-776
バレーボール	11,314	10,401	-8.1%	-913
剣道	10,675	9,174	-14.1%	-1,501
軟式野球	8,838	7,981	-9.7%	-857
バドミントン	6,164	6,617	7.3%	453
サッカー	7,062	6,549	-7.3%	-513
水泳競技	6,164	5,939	-3.7%	-225
柔道	5,341	4,178	-21.8%	-1,163
テニス	2,098	2,252	7.3%	154
ソフトボール	2,773	1,899	-31.5%	-874
ハンドボール	1,415	1,308	-7.6%	-107
体操競技	1,036	900	-13.1%	-136
新体操	884	832	-5.9%	-52
スキー	675	735	8.9%	60
空手	651	650	-0.2%	-1
弓道	651	602	-7.5%	-49
ラグビー	352	384	9.1%	32
スケート	205	262	27.8%	57
ホッケー	109	225	106.4%	116
相撲	332	209	-37.0%	-123
アイスホッケー	78	107	37.2%	29
なぎなた	59	62	5.1%	3
レスリング	23	51	121.7%	28
アーチェリー	49	44	-10.2%	-5
フィギュア	39	13	-66.7%	-26
合計	120,507	111,985	-7.1%	-8,522



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

中学校における合同部活動実施チームの推移

競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
軟式野球	154	1162	654.5%	1,008
サッカー	55	666	1110.9%	611
バレーボール	177	372	110.2%	195
バスケットボール	47	268	470.2%	221
ソフトボール	61	247	304.9%	186
ハンドボール	10	40	300.0%	30
ラグビー	32	37	15.6%	5
アイスホッケー	14	33	135.7%	19
ホッケー	5	9	80.0%	4
陸上競技	5	8	60.0%	3
卓球	9	7	-22.2%	-2
剣道	7	7	0.0%	0
水泳競技	0	5	-	5
ソフトテニス	3	5	66.7%	2
バドミントン	5	2	-60.0%	-3
柔道	6	2	-66.7%	-4
体操競技	5	0	-100.0%	-5
新体操	0	0	-	0
相撲	0	0	-	0
スキー	0	0	-	0
スケート	0	0	-	0
空手	0	0	-	0
合計	595	2,870	382.4%	2,275



学校における部活動改革の必要性

【部活動の意義】

- 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養。生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築。

【部活動の課題】

- 少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営は困難。学校や地域によっては存続が厳しい。
- 必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難。



- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保。
- 「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用。生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現。
- 生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備。スポーツ・文化芸術による「まちづくり」。

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に係る 最近の取組の経緯

令和4年度

6月 運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言 / 8月 文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言

7月 スポーツ庁長官から日本スポーツ協会、日本中学校体育連盟等への要請（大会の在り方の見直し等）
※文化庁からも、全日本吹奏楽連盟等に対し、要請している。

1 1月 令和3年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 公表

令和4年度補正予算：地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費

1 2月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定・公表

3月 令和5年度予算：地域移行を進めるための実証事業の実施や部活動指導員の配置等に係る経費

「部活動改革ポータルサイト」開設：ガイドライン解説動画、周知用チラシ・ポスター、各自治体の取組等を掲載

* 部活動改革ポータルサイト（スポーツ庁HP）：

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm



令和5年度

9月 令和4年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 公表

1 1月 令和5年度補正予算：重点地域における政策課題への対応、課題の整理・検証、
地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等に係る経費等

長崎県長与町における部活動の地域移行に関する好事例動画の公開

* YouTubeリンク：<https://youtu.be/I85fvyYrhA4?si=PCJD8Lr5LuvNcr5k>

3月 令和6年度予算：地域クラブ活動への移行に向けた実証に係る経費等



2. 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン等

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、**速やかに部活動改革に取り組む必要**。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の**教育的意義を継承・発展**させ、**新しい価値が創出**されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、**新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示**。
- 部活動の地域移行に当たっては、「**地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。**」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備**。地域の実情に応じ生徒の**スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消**することが重要。

※ **I は中学生**を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IVは公立中学校の生徒**を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ **教師の部活動への関与**について、法令等に基づき**業務改善や勤務管理**
- ・ **部活動指導員**や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ **週当たり2日以上**の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 1日の活動時間は、**平日2時間程度、学校休業日3時間程度**とし、**短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う**
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める**

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ **地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・ 競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野**など、**生徒の志向等に適したプログラムの確保**
- ・ **学校部活動に準じた活動時間を遵守し、休養日の設定**。休日のみ活動をする場合も、原則として**1日の休養日を設定**
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

図鑑室への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体に取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として休日の部活動の地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し**
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・ **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

※スポーツ庁ホームページ

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm



学校部活動及び地域クラブ活動における適切な休養日等の設定について

(学校部活動について)

※学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月) 抜粋

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、……以下を基準とする。

- ・ 学期中は、週当たり2日以上の休養日¹を設ける。**(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。**
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ**短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。**

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、**同様とする。**

イ 都道府県は、……「部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、**前記アの基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記**する。

ウ 学校の設置者は、……「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、**前記アの基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記**する。また、**後記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。**

エ 校長は、……「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、**前記アの基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表**する。また、**各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底**する。

学校部活動及び地域クラブ活動における適切な休養日等の設定について

(地域クラブ活動について)

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。

地域クラブ 活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「Ⅰ 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、……運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

ア 学校の学期中は、週当たり2日以上の休養日¹を設ける。²（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

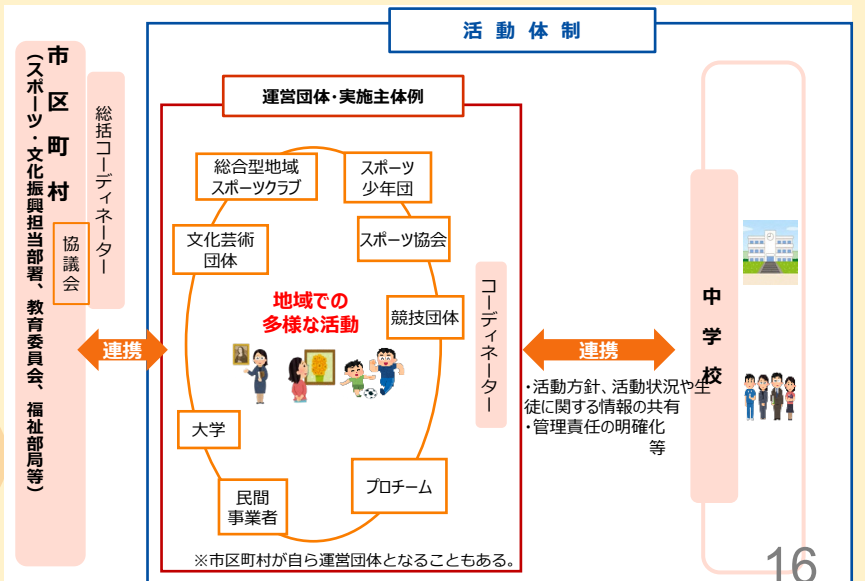
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

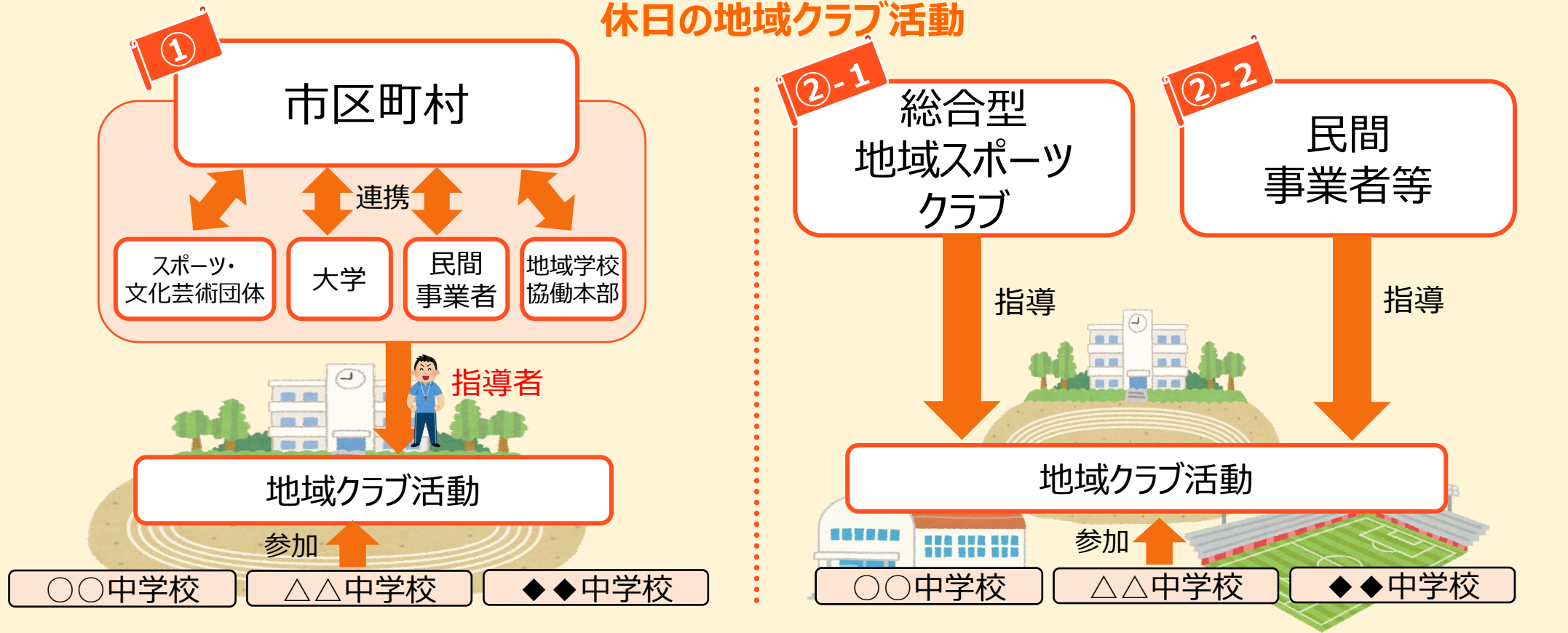
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

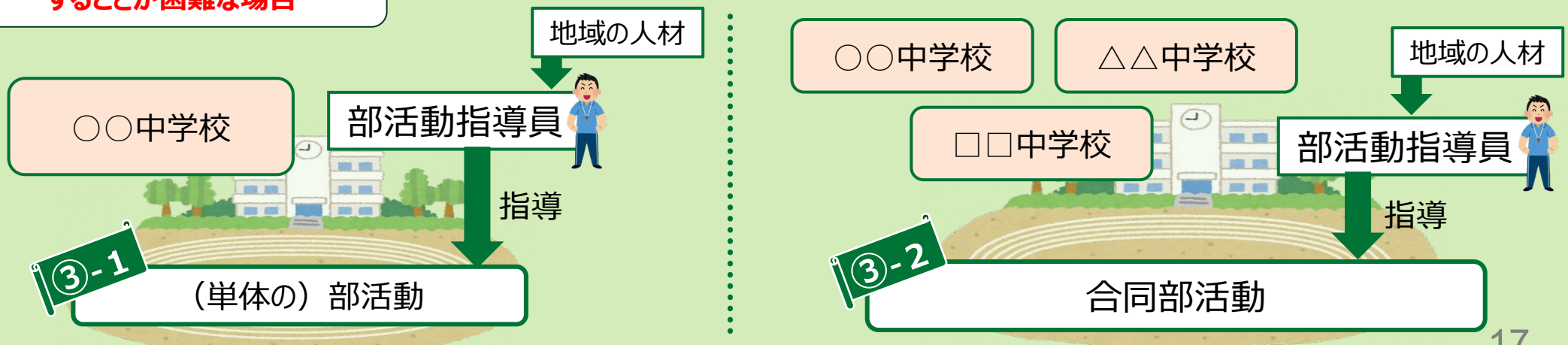


休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携

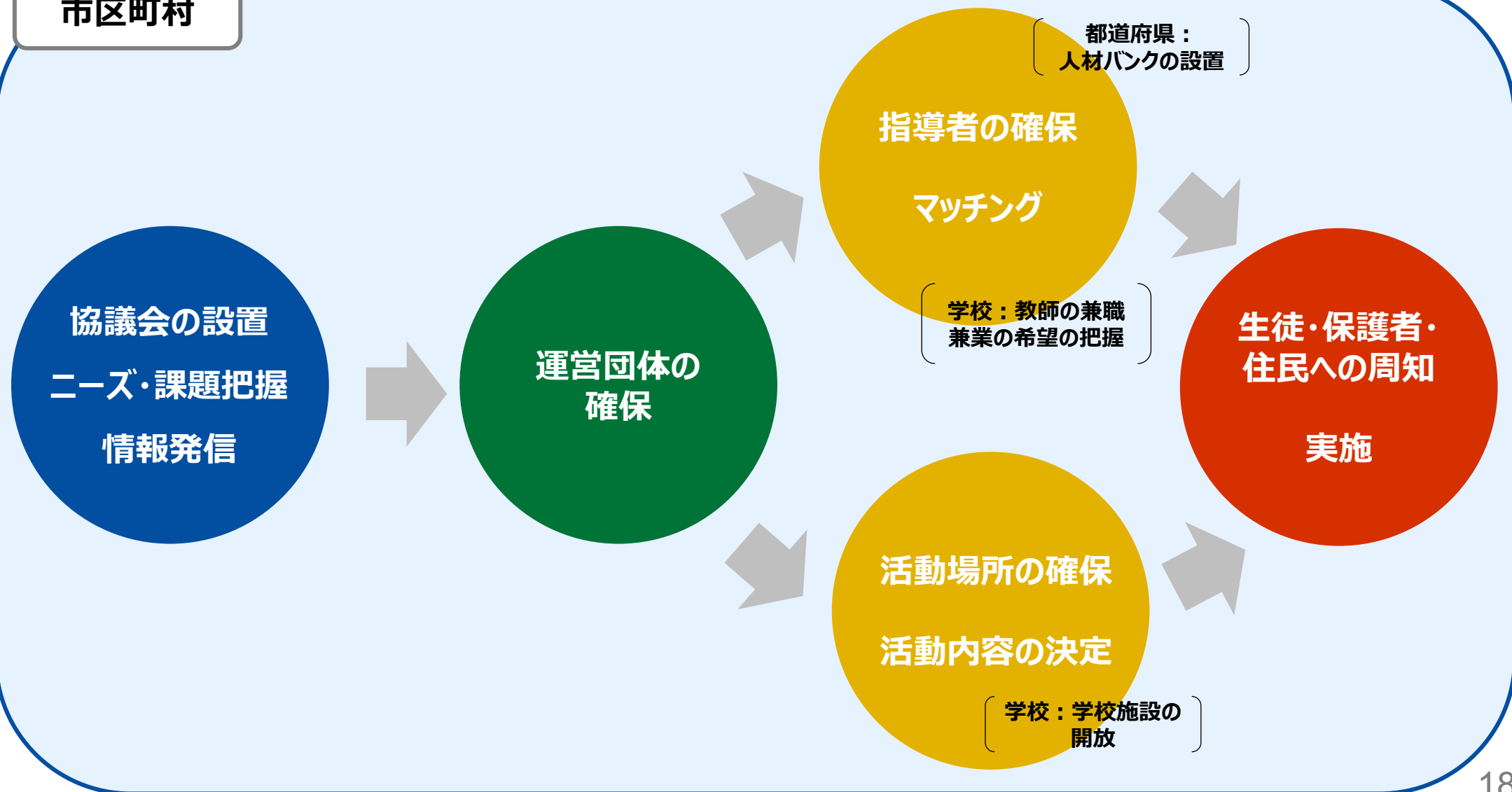


休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村



休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善	【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信	【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築	【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施	【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応	・上記取組への協力・参画	・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保	【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定	【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握		・教師の兼職兼業の希望の把握	・利用ルールに基づく学校施設の開放	・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性について

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月) 抜粋

2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国としては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援しつつ、各都道府県及び市区町村においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、後記3の推進計画の策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。その際、例えば中山間地域や離島をはじめ、市区町村等によっては合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととし、国及び都道府県は適切に指導助言を行う。

イ 国、都道府県及び市区町村は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

学校部活動の地域連携・地域移行に関する制度の運用

※『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について(通知)(令和4年12月27日付 スポーツ庁次長等)において、以下の1～4の内容を通知。

1. 教師の兼職兼業について

これまで、教師等の兼職兼業の取扱いについて、『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(令和3年2月17日付 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)を周知。

今後、各地方公共団体における兼職兼業の許可の円滑な手続きに資するため、分かりやすい手引きをなるべく速やかに示す予定。
※「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」を令和5年1月30日に公表済
https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf

2. 学習指導要領解説の見直し等について

今後、国が行う実証事業等の状況も踏まえ、**学習指導要領解説における関連の記載の見直し**を行う予定。
教育課程外の活動である部活動については、現在、**学習指導要領の総則**に関連の記載が盛り込まれているところ、今後の部活動の地域連携や地域クラブ活動への**移行の進捗状況の検証等を踏まえ、次期改訂時に合わせて、その見直しを検討する予定。**

【都道府県教育委員会等において、適切に対応・検討いただきたい事項】

3. 教師の人事における部活動の指導力の評価等について

教師の採用において、面接や志願書類などについて、教師が部活動の指導をすることを前提として部活動指導に係る意欲や能力等を評価している場合について、学校部活動の状況や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備状況等も勘案して、**必要な見直しを行うこと**(教師の人事配置においても、部活動指導に係る能力等を過度に評価している場合は、適切に見直すこと)。
初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること。

4. 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについて

高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについては、これまでと同様、各高等学校及びその設置者において判断すべきものであるが、今後の選抜の在り方について検討する際は、①学校部活動・地域クラブ活動の**評価方法の明確化**、②調査書への記載に当たっては、単に大会成績等のみを記述するだけでなく、**活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲等に言及するなど、記載を工夫するとともに**、調査書に限らず、生徒による自己評価資料等の方法を用い、多面的に評価していくことも考えられること、③**中学校の教師の負担軽減**に留意すること。

上記のほか、地域によっては地域クラブ活動において教師が兼職兼業により指導を行っている現状があることに鑑み、**教師の人事配置において、人事当局における総合判断の際の一要素として考慮**するため、地域クラブ活動での指導に関する**個々の教師の希望の有無について、他の項目と並んで人事異動調書等に記載させる等の方法**も考えられる。

教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業（まとめ）



- 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）は、
 - ① 当該教師等が希望する場合であって、
 - ② 地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
 - ③ サービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）の許可を得た場合には、**兼職兼業を行うことが可能**です。※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要。

- 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、**サービス監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て**、地域団体の業務に従事することとなります。

- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の手続きが円滑に行われるよう、サービス監督教育委員会内の**教職員のサービスを監督する部署は、必要な関係規程※・運用の見直し**を行うことはもとより、兼職兼業制度や手続き等の理解増進に向け、部活動を担当する部署等の関係部署や首長部局、地域クラブ活動の実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等への**関係法令や手続きの周知をはじめ、当該部署等と連携して対応することが重要**です。

※都道府県の定める条例等で規定されている場合は、当該都道府県において当該規程について見直すことも考えられます。

また、**サービス監督教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう、部活動の地域移行の趣旨・目的や子供達の活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備に向けた指導者確保のための教師等の兼職兼業の必要性等について説明をする必要**があります。

- **「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」**において、兼職兼業に係る詳細な内容や事例、指揮命令権や労働時間等の兼職兼業を行う上でのポイントや留意事項をまとめているので、サービス監督教育委員会や校長だけでなく、兼職兼業を希望する教師等においても、ご活用ください。